

狭あい道路後退用地の寄付・無償使用承諾のご案内（公道編入）

狭あい道路拡幅整備事業に基づき、敷地の後退用地を公道として将来にわたり区が管理するためには、土地の「寄付」又は「無償使用承諾」の手続きをしていただく必要があります。

敷地と道路との官民境界が確定されていましては是非ご協力をお願いします。

区が拡幅工事を行う場合の条件や提出書類は下記のとおりです。

（条例第19条により自主（自費）整備で寄付・無償使用承諾をしていただく場合も提出書類は同じです。）

狭あい道路拡幅整備協議書の提出後、**建物完成（外構工事に入る前）の約3ヶ月前に以下の書類を提出し手続きを行ってください。**

書類の受理後、区が委託する測量業者による後退用地の確認測量を行います。

1 寄付の場合

- ・後退用地を分筆して所有権を区に寄付していただき、区が公道として管理します。
- ・道路の種別は、特別区道、区有通路、その他の区管理道路が該当します。

（1）条件

- ① 官民（道路と敷地）の境界確定及び道路区域境界同意が済んでいること。
- ② 民民（敷地と隣接地）の境界が確認されていること。
 - ・後退用地部分がすでに分筆されている場合
分筆されている土地が建築基準法第42条第2項道路の後退用地であるか区で確認します。
 - ・後退用地部分が分筆されていない場合は、土地所有者において分筆をお願いします。

（2）提出書類

- ① 道路敷寄付申出書（上質紙）＜自書・実印＞
- ② 登記原因証明情報兼土地登記承諾書（上質紙）＜自書・実印＞
- ③ 印鑑証明書等（発行3ヶ月以内のもの）
〔土地所有者が法人の場合は印鑑証明書及び代表者資格証明情報（代表者事項証明書等）〕
- ④ 公図
- ⑤ 土地の登記全部事項証明書（登記簿謄本）
- ⑥ 地積測量図 ※ない場合は、座標値のある土地の確定測量図等の写しの提出をお願いします。
※①～③は、土地所有者が共有の場合は全員分の書類の提出をお願いします。
※④～⑥は法務局発行の最新の書類（発行3ヶ月以内・正本）をご提出ください。

（3）その他

- ① 土地の所有権移転登記手続きは区で行います。
- ② 寄付いただく後退用地部分に抵当権等が設定されている場合は、解除が必須です。
抵当権の解除については各金融機関にご相談ください。

2 無償使用承諾の場合

- ・後退用地を区が無償で使用することに承諾いただき、区が公道として管理します。
- ・道路の種別は、特別区道または区有通路に限られます。（所有権は移転しません）

（1）条件

- ① 官民（道路と敷地）の境界確定及び道路区域境界同意が済んでいること。
- ② 民民（敷地と隣接地）の境界が確認されていること。

（2）提出書類

- ① 土地無償使用承諾書（上質紙）＜自書・実印＞
- ② 印鑑証明書等（発行3ヶ月以内のもの）
〔法人が土地所有者の場合は印鑑証明書及び代表者資格証明情報（代表者事項証明書等）〕
- ③ 公図
- ④ 土地の登記全部事項証明書（登記簿謄本）
- ⑤ 地積測量図（座標値付き） ※ない場合は、座標値のある土地の確定測量図等の写しの提出をお願いします。
※①～②は、土地所有者が共有の場合は全員分の書類の提出をお願いします。
※③～⑤は法務局発行の最新の書類（発行3ヶ月以内・正本）をご提出ください。

（3）公道編入した道路部分は、申告により固定資産税・都市計画税が非課税になります。

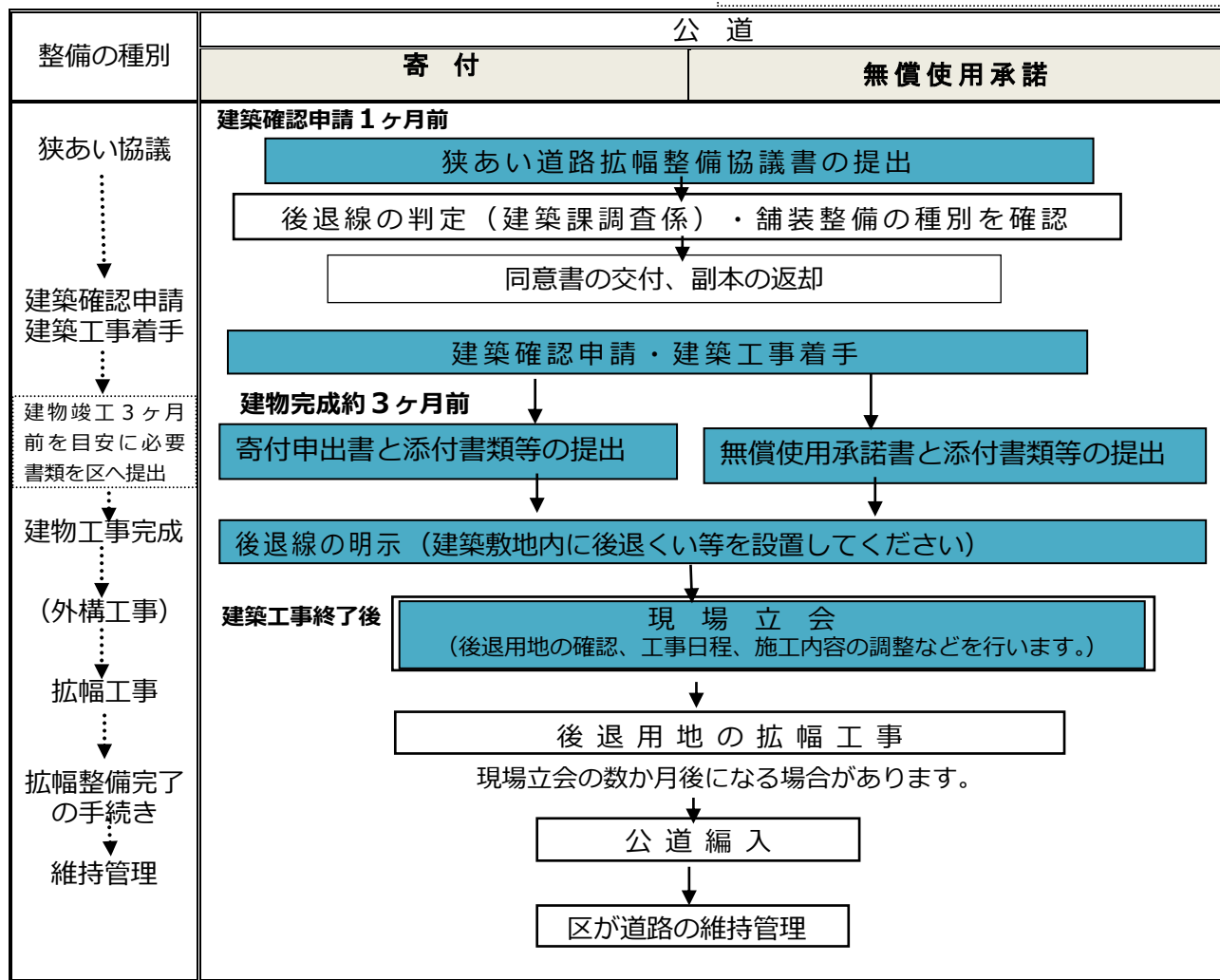
【問合せ先】 目黒都税事務所土地班 Tel. 03-5722-9096

【狭あい道路拡幅整備（公道編入）の手順】

凡例

申請者等が行うこと

区が行うこと



※区の拡幅工事は、予算の範囲内で行なっているため、翌年度になる場合があります。
 翌年度になる場合は、例年5月中旬頃から順番に立会を行った後に拡幅工事を行います。
 ※区の工事は、建築工事（外構工事）後になります。

【現場立会にあたっての条件】

準備事項や注意点の詳細については、別紙「区の拡幅工事を選択された方へ」に記載しています。ご確認のうえ、必ずお守りください。

「後退用地に仮囲い等の支障物がなく」「後退線を明示（後退くい等を設置）した」状態が整ったら、狭あい道路担当にご連絡ください。

まず職員が現場を確認し、その後関係者で集まり、工事の立会を行います。

- ① 後退用地は、砂利又は土等で、前面道路と同じ高さにしておいてください。
- ② 後退用地内の構造物、樹木、埋設物等はあらかじめ移設または撤去。
- ③ 規定深度より浅い水道管等の是正（土被り最低50cm以上を確保）
- ④ 足場や後退用地内の仮囲い、仮設物、建築資機材等の撤去
- ⑤ 後退線を明示する後退くい等（金属標、金属鋲、プラスチック杭、コンクリート杭、石杭又は目地等）を設置
- ⑥ 拡幅整備工事の施工範囲内にある民民の測量・境界鋲及び杭の撤去後の復元方法における関係権利者同士の確認
- ⑦ 外構工事等を行う場合は、L形側溝の移設に支障が出ないように、塀やフェンス、基礎、擁壁、タイル、土間コンクリート等を道路後退線から敷地側に余裕（2cm程度）を残して施工してください。また土間コンクリート等の打設高は、拡幅整備工事後の道路高さを考慮して施工してください。